

公益財団法人 日本サッカー協会  
2024 年度 第 3 回理事会

2024 年 3 月 7 日

決議事項

1. 定時評議員会 開催の件

以下の通り、定時評議員会を開催したい。

開催日時：2024 年 3 月 23 日(土) 13:00～

開催方法：JFA 会議室およびウェブ会議システム

議題：■決議事項

(1) 評議員 3 名 選任の件

(2) 理事 15 名および監事 1 名 選任の件

(3) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則 改正の件

■報告事項

(1) 2023 年度事業報告および決算の件

(2) 理事会で選定・選出する役員等予定者の件

2. 理事 15 名および監事 1 名 選任の件

(決議) 資料 1

役員等推薦委員会にて推挙された次期役員等（理事、監事、3 委員長、名誉役員）について、理事および監事については 3 月 23 日の定時評議員会に付議し、3 委員長および名誉役員については同日開催の理事会に付議したい。

3. 業務執行体制の再編に基づく各種規則の改正および新設の件

(決議) 資料 2①②③

ガバナンス改革における業務執行体制および委員会の再編方針に対応し、関連する規則の改正および新設をしたい。

■改正する規則

(1) 各種委員会組織運営規則

【改正の概要】

委員会の再編方針に基づき、委員会の編成と各委員会の所管事項を変更、整理

(2) 事案決裁規則

【改正の概要】

① 業務執行体制の再編方針に基づき、各決裁者（会長、専務理事、事務総長、特定の委員会の委員長、事務局）の決裁権限を整理

② 会長の決裁事案について単独決裁と政策会議の審議をもって決定する決裁に分類

③ 決裁者の区分に基づく執行額を規定

## ④ その他適正化のための修正

### ■新設する規則

#### (1) 政策会議組織運営規則

##### 【新設規則の概要】

- ① 業務執行体制の再編方針に基づく政策会議の設置およびその組織、運営に係る必要な事項について、規則を新設
- ② 構成、開催頻度、招集、改正について規定

## 4. ユニフォームへの能登半島地震復興支援メッセージ表示の件

能登半島地震におけるサッカーファミリーの復興支援活動を後押しすることを目的に「ユニフォーム規程」第5条(7)①の「大会マーク及びキャンペーンマーク等」を以下の通り指定し、被災地の復興を願うメッセージをユニフォームに掲出できるようにしたい。

なお、表示を希望するチームは、所属する都道府県サッカー協会に申請して事前に承認を得るものとし、承認した協会はJFAに報告する。

### ■指定するメッセージ

- (1) がんばろうニッポン！
- (2) がんばろう能登！
- (3) がんばろう〇〇（被災自治体名）！
- (4) 被災地に力を UNITED TOGETHER

### ■指定する期間

2024年3月7日から2025年3月31日

### 【関連規則】

#### ■サッカー競技規則

##### 第4条 競技者の用具

##### 5. スローガン、メッセージ、イメージと広告

用具には、政治的、宗教的もしくは個人的なスローガンやメッセージまたはイメージをつけてはならない。

### 原則

- 次のものは、（通常）着用が認められる。  
競技者の番号、氏名、チームの紋章やロゴ、サッカーの試合やリスペクト、インテグリティの促進を主唱するスローガンやエンブレム、さらには競技会規定もしくは各国サッカー協会、大陸連盟またはFIFAの規則により認められる商業的広告

### 競技規則の解釈

- 特定の政治的行動やイベント  
競技会規定には、具体的に、表示が認められるスローガン、メッセージ、イメージおよび広告の大きさ、数、表示位置に関して、詳細な規制や制限を含めることができる。スローガン、メッセージまたはイメージに関する論議は、試合や競技会が始まる前に解決しておくことが勧められる。

### ■ユニフォーム規程

#### 第5条〔ユニフォームへの表示〕

##### (7) その他

##### ① 大会マーク及びキャンペーンマーク等

本条本文の規定にかかわらず、本協会又は公式競技会主催者が指定した場合、大会マーク及びキャンペーンマーク等を表示することができる。当該大会マーク及びキャンペーンマーク等を表示する場合の場所及びサイズは、次のとおりとする。

シャツ

場 所 : 任意

サイズ : 50cm<sup>2</sup> 以下

## 5. 懲罰規程 改正の件

### (決議) 資料3

懲罰規程を改正したい(施行日:2024年4月1日)。改正の主なポイントは以下の通り。

- (1)「退場」に伴う懲罰(違反行為の分類及び量刑)の国際基準に合わせた見直し(該当箇所:〔別紙1〕)

「退場」に伴う出場停止等に関する規定について、FIFA および AFC 等の懲罰規程の改定等に伴い、JFA の懲罰規程はこれらが定める国際的基準と一部乖離があるため、これを是正するもの(違反行為の分類及び量刑)。

なお、本改正に関し、年度をまたいで開催される大会の場合など特別の事情がある場合は、主催の加盟団体の別段の決議により、当改正の適用開始日を施行日(本年4月1日)から前後して設定することを妨げないものとする。

- (2)裁定委員会・規律委員会の懲罰基準について(該当箇所:第27条第2項、第34条第3項)

行為が競技および競技会に関連して生じることを想定して設置されている各規定(〔別紙1〕)は、対象行為が競技および競技会以外において行われた場合であっても適用可能であること、反対に、競技および競技会以外の場面において生じることを想定した各規定(第34条)は、対象行為が競技および競技会に関連して行われた場合にも適用可能であること、をそれぞれ確認的に明確化する。

- (3)不服申立委員会の事案の公表(該当箇所:第48条の2)

裁定委員会および規律委員会の決定の公表(第23条の2)と同様に、不服申立委員会の決定およびその概要についても同様の公表基準の下、公表することとする。

- (4)その他

その他各種表現の適正化のための修正を行う。